

資料No. 2

江田島市公共交通協議会
平成26年4月28日

江田島市公共交通協議会規約の一部を改正する規約案について

平成26年4月28日提出

江田島市公共交通協議会会長 正井 嘉明

提 案 理 由

平成26年度の行政組織改革及び人事異動に伴い、現行規約の一部を改正する必要があるため、江田島市公共交通協議会規約（平成21年規約）第3条第6号の規定により、協議会の議決を求める。

江田島市公共交通協議会規約の一部を改正する規約

江田島市公共交通協議会規約(平成21年規約)の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 江田島市副市長

(2) 江田島市企画部長

第11条第2項を次のように改める。

2 事務局は、江田島市企画部企画振興課に置く。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

江田島市公共交通協議会規約 新旧対照表 (抜粋)

新	旧
<p>(協議会の委員)</p> <p>第4条 協議会の委員は次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 江田島市副市長</p> <p>(2) 江田島市企画部長</p> <p>(3) 一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表者</p> <p>(5) 一般旅客定期航路事業者</p> <p>(6) 一般旅客定期航路事業者の船員の代表者</p> <p>(7) タクシー事業者</p> <p>(8) 利用者又は住民の代表</p> <p>(9) 国土交通省中国運輸局長又はその指名する者</p> <p>(10) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(11) 広島県地域政策局長又はその指名する者</p> <p>(12) 道路管理者</p> <p>(13) 広島県警察江田島警察署長の指名する者</p> <p>(14) 学識経験者その他協議会が必要と認める者</p>	<p>(協議会の委員)</p> <p>第4条 協議会の委員は次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 江田島市副市長 <u>(総務部担当)</u></p> <p>(2) 江田島市総務部長</p> <p>(3) 一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 一般旅客自動車運送事業者の運転手の代表者</p> <p>(5) 一般旅客定期航路事業者</p> <p>(6) 一般旅客定期航路事業者の船員の代表者</p> <p>(7) タクシー事業者</p> <p>(8) 利用者又は住民の代表</p> <p>(9) 国土交通省中国運輸局長又はその指名する者</p> <p>(10) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(11) 広島県地域政策局長又はその指名する者</p> <p>(12) 道路管理者</p> <p>(13) 広島県警察江田島警察署長の指名する者</p> <p>(14) 学識経験者その他協議会が必要と認める者</p>
<p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、江田島市企画部企画振興課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、江田島市公共交通協議会事務局規程に定める。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、江田島市総務部企画振興課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、江田島市公共交通協議会事務局規程に定める。</p>